

湖西市条例第 41 号

湖西市立小・中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 16 日

湖西市長

田内 浩之

湖西市立小・中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例

湖西市立小・中学校通学区域審議会条例（昭和 55 年湖西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「をもつて」を「以内をもつて」に改め、同条第 2 項中「委嘱又は任命する」を「委嘱する」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 自治会代表
- (2) 小・中学校 PTA 代表
- (3) 小・中学校長
- (4) 学識経験者

第 4 条第 1 項中「1 年」を「、諮問に係る答申が終了するまでとし、補欠委員の任期も同様」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「前条第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号」を「、前条第 2 項第 3 号」に、「より委嘱又は任命された」を「から委嘱された」に、「あつて」を「あって」に、「去つた」を「去った」に改める。

第 6 条第 3 項中「をもつて」を「をもって」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。